

最高裁で大きな勝利

郵政は判決に踏まえ直ちに実行を

10月15日、郵政20条裁判で原告の訴えが最高裁で認められました。不合理な格差と認められたのは住宅手当、夏期冬期休暇、有給の病気休暇、年末年始勤務手当、扶養手当、年始の祝日給です。賞与は認められませんでした。だが、前述の手当・休暇が期間雇用社員にないのは違法であることが確定したのです。郵政ユニオンはこの判決を受けて10月22日、期間雇用社員の手当・休暇の制度改正と未払い賃金の支払いを求める要求書を提出しました。

喜びの声が続々と

「10月13日に出された東京メトロ、大阪医大の判決は不当な判決が出されたので不安でしたが、いい判決で良かった」「最高裁判決は無視できない。郵政がどう出てくるのか楽しみです」「非正規社員が多くなっている現状下、この判決で社会全体が変わっていく」の声があがっています。

「問題の重要性に鑑み、速やかに労使交渉を進め、必要な制度改正に取り組みたい」とコメントしています。問題はその内容です。実際、「非正規社員の待遇を改善するために正社員に支給されている手当が削減されていくのではないか」という不安の声もあります。こうした声が出るのは2018年春闘で、非正規社員の待遇を改善させるために正社員に支給されている手

当を削減、縮小してそれに充てることが行われたからです。これは政府のすすめる均等待遇、同一労働・同一賃金の考え方に反するものであり、許せません。日本郵便は労働者の賃金から原資を作りだすのではなく、10兆円以上にのぼる内部留保等を切り崩してそれに充てるべきです。労働者に負担を強いて内部留保を増やしてきたのですから、労働者の為に内部留保は使われるべきです。

全体の底上げをする均等待遇へ

郵政は今回の判決を真摯に受け止め、お客様はもちろんのこと、労働者と社会の為に企業でもあるという事があるという事に気付くべきです。そして、労働者全体の底上げをする均等待遇を行って他の企業の見本になつていくべきです。そのことを強く求めておきます。

<郵政20条裁判のお知らせ>

集団訴訟第2回口頭弁論

12月10日 地裁10時・510法廷



10月30日、厚労省前で最高裁判決の報告と、この判決にふまえ労働者全体の底上げをするよう訴える郵政20条裁判浅川原告。